令和５年度第２回　青梅市空家等対策審議会

令和５年１２月６日

書　面　開　催

令和５年１２月５日までに、委員に皆様から返答を頂きました。

その結果、議題の報告事項、協議事項に回答がありましたのでご連絡いたします。

１　質問・御意見について

(1) 報告事項（質問）

青梅市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

第４条第２項の改正内容の中に期限を設けてはいかかでしょうか？

例えば、・・・とともに前条第１項の規定により指定した期日までに市が実施する施策・・・

理由としては、所有者に対して可能な限り早急に対応してもらうために意識付けを行うことが必要と考えます。

(2) 報告事項（回答）

所有者の方に早急に対応してもらうための意識付けは、重要であります。期日の指定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法においても、期日の指定はされていないことから、条例でも法に準じて特に指定せず、施策を推進してまいります。

(3) 協議事項（御意見）

青梅市の特定空家等について

ご対応お疲れ様でした。継続的な話し合いと先方との良好な関係を築いて頂いた成果と思います。今後も特定空家にならないよう相談窓口等から所有者や近隣住民の悩みを吸い上げ早めに対策がとれるような体制を整備して頂けると幸いです。

よろしくお願いします。

(4) 協議事項（回答）

今後も管理不全空家および特定空家等にならないよう、所有者等に対し、状態の改善を求め、直接働きかけてまいります。

２　その他

次回　第３回青梅市空家等対策審議会　日程

令和６年２月１９日（月）１０時から